

政令第 号

道路法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第三十九条第一項本文（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第十九条関係）

占用物件			単位	所在地	占用料
第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱			
一本に			第一級地		
四、五〇〇	三、三〇〇	二、二〇〇	第二級地		
二、〇〇〇	一、四〇〇	九四〇	第三級地		
一、四〇〇	一、〇〇〇	六七〇	第四級地		
一、二〇〇	八八〇	五七〇	第五級地		
一、一〇〇	八一〇	五三〇			

	圧器	路上に設ける変線その他の線類	地下に設ける電線	類	上空に設ける線	共架電線その他	その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱
占用面	年 つき一	一個 に	き 一年	ル につ	メ ート	長 さ 一		年 つき一		
	一、九〇〇			二		一九	一九〇	四、三〇〇	三、一〇〇	一、九〇〇
	八二〇			五		八	八四	一、八〇〇	一、三〇〇	八四〇
	五九〇			四		六	六〇	一、三〇〇	九六〇	六〇〇
	五〇〇			三		五	五一	一、一〇〇	八二〇	五一〇
	四六〇			三		五	四七	一、〇〇〇	七五〇	四七〇

法第三

十二条

第一項

第一号

に掲げ

る工作

物

地下に設ける変

圧器

積 一 平	表示 面	年 つ き 一	一個 に	年 つ き 一	トル に	方 メ ー	積 一 平
		一、 六〇〇	三、 九〇〇			一、 二〇〇	
		七 一〇	一、 七〇〇			五〇〇	
		五 〇〇	一、 二〇〇			三六〇	
		四三〇	一、 〇〇〇			三一〇	
		三九〇	九四〇			二八〇	

もの メートル未満の	外径が〇・〇七	その他のもの	広告塔
	年 つき一	トルに 方メー	積一平 占用面
八二		三、九〇〇	〇 三三、〇〇
三五		一、七〇〇	五、四〇〇
二五		一、二〇〇	一、九〇〇
二三		一、〇〇〇	九〇〇
二〇		九四〇	五八〇

十二条 法第三

外径が○・二メ 満のもの	外径が○・一五 メートル以上○ ・二メートル未	外径が○・一メ 満のもの	外径が○・一メ ートル以上○・ 一五メートル未	外径が○・一メ 満のもの	外径が○・七 メートル以上○ ・一メートル未
-----------------	-------------------------------	-----------------	-------------------------------	-----------------	------------------------------

長さ
一

	二三〇	一七〇	一二〇
	一〇〇	七六	五〇
	七二	五四	三六
	六一	四六	三一
	五六	四二	二八

第一項

第二号

に掲げ

る物件

メートル

ルにつ

き一年

のもの

外径が○・三メートル以上○・

のもの

四メートル以上○・

外径が○・四メートル以上○・

のもの

外径が○・七メートル以上○・

のもの

七メートル以上○・

八二〇

四七〇

三五〇

三五〇

二〇〇

一五〇

三五〇

一四〇

一一〇

一三〇

一二〇

九二

二〇〇

一一〇

八五

自定するもの	に規けるに設けられたもの	の 一トール以上一メートル未満のもの
る 定す に規 五号 項第 第二 二条 法第	外径が一メートル以上のもの	
一 二	一一、三〇〇	一、二〇〇
五	一、〇〇〇	五〇〇
四	七二〇	三六〇
三	六一〇	三一〇
三	五六〇	二八〇

に掲げ 第三号 第一項 第十二条 法第三

施助補行運動自

他のその導線する設置して象との対検知による置に行装運動

もの他のその

き一年 ルにつ メート 長さ一

三九

一七

一一

一〇

九

る施設

設

もの他のその				類	する標示柱 その他の柱	状況を表示 又は交通の	道路の構造	線類
地下	もの	ける	に設					
トル に	方 メー リ	積 一平	占 用面			年 つ き 一	一本 に	
			一、 九〇〇			三、 一〇〇		
			八四〇			一、 三〇〇		
			六〇〇			九六〇		
			五一〇			八二〇		
			四七〇			七五〇		

第一項 十二条 法第三				号に掲げる施設		
階数が	の二のも	階数が	の一のも		階数が	その他のもの
トルに	方メー	積一平	占用面			に設けるもの
	Aに○・○○六を乗じて得た額		Aに○・○○四を乗じて得た額	三、九〇〇	三、九〇〇	一、二〇〇
				一、七〇〇	一、七〇〇	五〇〇
				一、二〇〇	一、二〇〇	三六〇
				一、〇〇〇	一、〇〇〇	三一〇
				九四〇	九四〇	二八〇

第五号 に掲げ る施設	上空に設ける通 路	地下に設ける通 路	その他のもの	祭礼、縁日その 他の催しに際し 一時的に設け るもの	法第三 十二条 第一項
三以上 のもの	年	つき一	Aに○・○○八を乗じて得た額		
年	つき一				日 つき一 トルに 方メー 積一平 占用面
三、九〇〇	九、九〇〇	○	一六、〇〇	三三〇	
一、七〇〇	一、六〇〇		二、七〇〇	五四	
一、二〇〇	五七〇		九五〇	一九	
一、〇〇〇	二七〇		四五〇	九	
九四〇	一八〇		二九〇	六	

						第六号に掲げる施設					
をものであるアーチ看板()						その他のもの					
表示面	月つき一	トルに	方メー	積一平	表示面	月つき一	トルに	方メー	積一平	占用面	
			三、 三〇〇					三、 三〇〇			
			五四〇					五四〇			
			一九〇					一九〇			
			九〇					九〇			
			五八					五八			

					標識	～除く。				
際し、	催しに	の他の	縁日そ	祭礼、		のもの		その他		
つき一	一本に	年	つき一	一本に	年	つき一	トルに	方メー	積一平	
三三〇		三、	一〇〇			○	三三、	〇〇		
五四		一、	三〇〇				五、	四〇〇		
一九		九六〇					一、	九〇〇		
九		八二〇					九〇〇			
六		七五〇					五八〇			

第七条 第一号	に掲げ る物件	
旗ざお		
掲げる 四号に 七条第 幕（第		
一時的 際し、 催しに の他の 縁日そ 祭礼、	のもの その他	るもの に設け 一時的
つき一 トルに 方メー 積一平 その面	月 つき一	一本に 日
三三〇	三、 三〇〇	
五四	五四〇	
一九	一九〇	
九	九〇	
六	五八	

アーチ		く。）のを除あるも施設で工事用	
のもの	その他	るるもの	横断す車道を
月	つき一	月	つき一
○	一六、 ○○	○	三三、 ○○
二、 七○○	五、 四○○		三四〇 五四〇
九五〇	一、 九○○		一九〇
四五〇	九〇〇		九〇
二九〇	五八〇		五八

トンネルの上又 に掲げる施設	第七条第六号に掲げる仮 設建築物及び同条第七号	第七条第三号に掲げる工 事用施設及び同条第五号	第七条第四号に掲げる工 事用施設及び同条第五号	第七条第三号に掲げる施 設	作物	第七条第二号に掲げる工 作		
						月 つき一	年 つき一	積 一平
方 メー トル に	方 メー トル に	占 用面	方 メー トル に	占 用面		方 メー トル に	方 メー トル に	積 一平
	三九〇	三、三〇〇		Aに〇・〇三四を乗じて得た額		三、九〇〇	一、七〇〇	
	一七〇	五四〇				一、七〇〇	一、二〇〇	
	一一〇	一九〇				一、二〇〇	一、〇〇〇	
	一〇〇	九〇				一、〇〇〇	九四〇	
	九四	五八						

第七条 第八号

を除く の地下 の上 ルの上 トンネ 地下（	の二のも の二のも 階数が 階数が	の上空に設けるも のもの	路面下（当該路 面下の地下を除 く。）に設ける
---------------------------------------	----------------------------	-----------------	-------------------------------

Aに○・○六を乗じて得た額	Aに○・○四を乗じて得た額	Aに○・○一八を乗じて得た額	Aに○・○得た額	Aに○・○得た額	Aに○・○得た額	Aに○・○得た額	Aに○・○得た額
---------------	---------------	----------------	----------	----------	----------	----------	----------

第十号	第七条 る施設	に掲げ	第九号	第七条	。	に
建築物	その他のもの		建築物	その他のもの	のもの	階数が三以上

方 メー リ	積 一平 占 用 面	A に○・○二四を乗じて得た額	て得た額 ○九を乗じ	A に○・○	て得た額 一三を乗じ	A に○・○	A に○・○二六を乗じて得た額	A に○・○八を乗じて得た額
		A に○・○	て得た額 一一を乗じ	A に○・○	て得た額 一五を乗じ	A に○・○	A に○・○二六を乗じて得た額	A に○・○八を乗じて得た額
		A に○・○	て得た額 一二を乗じ	A に○・○	て得た額 一七を乗じ	A に○・○	A に○・○二七を乗じて得た額	A に○・○八を乗じて得た額
		A に○・○	て得た額 一五を乗じ	A に○・○	て得た額 二二を乗じ	A に○・○	A に○・○二二を乗じて得た額	A に○・○八を乗じて得た額
		A に○・○	て得た額 一七を乗じ	A に○・○	て得た額 二四を乗じ	A に○・○	A に○・○二四を乗じて得た額	A に○・○八を乗じて得た額

第七条第十二号に掲げる の その他のもの	建築物	急仮設	げる応 号に掲 げる	第七条 第十一 は高架の道路の 路面下に設ける	第七条 トンネルの上又 もの	車場	動車駐	及び自 る施設 に掲げ
----------------------------	-----	-----	------------------	----------------------------------	----------------------	----	-----	-------------------

年
つき一
トルに

Aに○・○三四を乗じて得た額	Aに○・○一二四を乗じて得た額	て得た額	Aに○・○	○九を乗じ て得た額	Aに○・○
			Aに○・○	一一を乗じ て得た額	Aに○・○
			Aに○・○	一二を乗じ て得た額	Aに○・○
			Aに○・○	一五を乗じ て得た額	Aに○・○
			Aに○・○	一七を乗じ て得た額	Aに○・○

第七条第十四号及び第十 七条	設 ける施 号に掲 げる施			第七条 第十三 第三	トンネルの上又 は高速自動車国 道若しくは自動 車専用道路（高 架のものに限る 。）の路面下に 設けるもの	器具
	その他のもの	の	上空に設けるも			

Aに○・○三四を乗じて得た額	Aに○・○三四を乗じて得た額	Aに○・○二四を乗じて得た額	Aに○・○	Aに○・○	Aに○・○	Aに○・○
			一三を乗じ て得た額	一五を乗じ て得た額	一七を乗じ て得た額	二二を乗じ て得た額
			Aに○・○	Aに○・○	Aに○・○	Aに○・○
			一三を乗じ て得た額	一五を乗じ て得た額	一七を乗じ て得た額	二二を乗じ て得た額
			Aに○・○	Aに○・○	Aに○・○	Aに○・○

五号に掲げる施設

附 則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

社会経済情勢の変化に鑑み、指定区間内の国道に係る占用料の額を改定する必要があるからである。